

## よくある質問とその回答



**Q1** 過去に抽選となった学校はありましたか？

**A1**

過去に抽選となった学校は、次のとおりです。  
・市岡中学校（平成26年度、平成27年度、平成30年度～令和3年度）  
・港南中学校（平成29年度）  
・市岡東中学校（令和2年度、令和3年度）  
なお、小学校は抽選となったことはありません。

**Q2** 小中一貫校も抽選になりますか？

**A2**

希望される学校の通学区域外からの受入可能人数を超えた場合は、抽選になります。

**Q3** 各学校が行う「学校説明会」の日程に都合がつかない場合は、どうすればいいですか？

**A3**

各学校にお問い合わせいただき、ご相談ください。

**Q4** 公共交通機関（地下鉄・バス等）を利用して通学することはできますか？

**A4**

**原則は徒歩**です。ただし、中学校は通学区域校以外へ通学する場合は、公共交通機関の利用は可能ですが、事前に学校にご相談ください。（交通費は保護者の負担となります。）  
小学校は、通学区域校以外へ通学する場合で通学距離が長いなど、徒歩によりがたい場合は、学校に相談してください。

なお、**小中学校とも自転車の使用は自宅から学校まですべての区間において禁止**です。

**Q5** 学校までの通学路の安全確保についてはどうなりますか。別の校区から登校する場合、どのように行くことになりますか？

**A5**

**通学の安全確保については、校区内外を問わず保護者の責任となっています。**  
小学生については、入学時（6歳時）に学校を選択することになりますので、選択にあたっては、通学路を事前に確認するなど、特に通学の安全や地域コミュニティとの関係について十分考慮してください。  
なお、通学路について不明な点があれば、各学校に相談してください。

**Q6** 隣接校区に通学する場合、集団登校の対象外になるのですか？  
各学校が集団登校をしているかどうか教えてください？

**A6**

通学方法については、学校によって異なりますので、各学校にお問い合わせください。

**Q7**

希望する小学校が抽選になったとき、何か理由があれば優先されますか？

**A7**

希望する小学校に兄や姉が学校選択制により在学しており、弟や妹が同じ学校を希望する場合は、「きょうだい関係」による優先があります。ただし、当該小学校での受入可能人数を超える場合は抽選になります。（学校案内4ページ、小学校の抽選における優先をご覧ください。中学校はありません。）

**Q8**

「学校選択制希望調査票」の提出期限は**10月29日**となっていますが、提出はいつからすればいいですか？

**A8**

本冊子が届いた以降は、いつ提出していただいても結構です。学校見学等をしたのち、希望する学校が決まりましたら、提出期限までにご提出ください。

**Q9**

A小学校区に居住し、小学校入学時にB小学校を学校選択制しようと考えています。6年後B小学校を卒業した場合、B小学校の接続中学校へ進学したいのですが、そのまま行くことができますか？

**A9**

「選択制」でB小学校に入学した場合、B小学校区の接続する中学校に進学できるものではありません。A小学校区の中学校が校区になりますので、再度中学校を選択していただく必要があります。

**Q10**

希望調査票の提出期限（10月29日）を過ぎてしまったらどうなりますか。また、希望調査票提出後に希望校の変更はできますか？

**A10**

期限を過ぎて提出されたものは無効となり、通学区域（居住地の校区）の学校を希望されたものとみなします。  
希望調査票の提出後の希望校の変更や提出を忘れた方は、**11月11日（木）～17日（水）までの期間中に1回限り変更ができます。**必ず区役所1階12-②番 窓口サービス課（住民情報）に来庁し手続きをしてください。**郵送や電話での受け付けはできません。**

**Q11**

当選を辞退することはできますか？

**A11**

当選された方は、私立学校等に入学が決定した場合を除き**当選を辞退することはできません。**希望変更期間中のみ変更は可能です。学校の選択は、慎重にしてください。

**Q12**

通学区域校以外の学校を選択し入学後、通学区域校に戻ることはできますか？

**A12**

入学後に学校を変更することはできません。  
何か特別な理由がある場合、まずは学校にご相談ください。

